

第5回 稲沢市部活動地域移行検討委員会（議事録）

令和6年10月29日（火） 10時より

稲沢市役所 第一分庁舎 第3会議室

1 あいさつ（委員長）

2 報告事項

A 種目と活動場所を選択し、部活動指導員による指導を受ける。（地域連携）

B 地域にあるスポーツ・文化団体に所属して活動に参加する。（地域移行）

(1) 各委員からの報告

委員：稲沢市民吹奏楽団から隔週なら指導員を派遣することができる。

委員：平和さくらスポーツクラブを指定管理者として副業的に運営している。土日は一般の地域の団体の活動でいっぱい、受け入れる余裕はない。地域の方の理解を得るのが大きな課題。指導員の人材もいない。持続できる形が構築され、予算の保証がないと、受け入れるかどうかの判断も難しい。

委員：祖父江町体育館も自主事業として20種目を月曜から土曜の午前中に実施している。会場の提供となると土日の体育館はほぼいっぱいである。柔道・剣道なら場所を確保できるかもしれないが、その他の体育館種目となると会場としての確保は難しい。指導者もヨガや体操、吹き矢ならいるが、中学校の部活動に関する指導者はほぼいないので、今後の調整が必要。

(2) 第4回の検討委員会の懸案事項について

事務局：第4回で挙がった課題に対する回答について説明。

委員：吹奏楽の拠点が9校になり、それぞれ兼職兼業の教員が入るとのことだが、他校の教員が校内に入ることになるのか？大会への参加が学校単位というところは変わらないのか？

事務局：他校の教員が校内に入ることになる。鍵の管理については、教員とはいえ他校の教員に管理させるのはどうかという点で、今後も各校の校長と検討をしていく必要があると考えている。大会は学校単位でと考えているが、拠点での活動が習熟し、そのチームで参加したいということになれば、地域移行部活動として認めることで大会参加できるようにすることもありだと考えている。しかし、県中小体連に確認したところ、地域移行部活動が認められた地域は、学校としての大会参加ができなくなるということは、今後も変更されることはないとのことなので、地域移行部活動として認めるかどうかは十分な検討が必要になる。

委員：今の点について、1つの学校区が地域移行部活動として認められると、市全体に影響することになるのか？

事務局：1つの学校区で地域移行部活動が認められた場合、その学校区の学校は大会に出られなくなるが、他の学校区は関係なく、学校単位で参加できる。市全体で1つの地域移行部活動として認めてしまうと9校全てが学校単位で出られなくなってしまう。

委員：各拠点到指導者が複数人必要なのはなぜか？活動の名称に愛称があるのは愛着がもててよいが便宜上どこかに拠点校名が入るとよい。土日の活動は

なしだが練習試合はしてもよいとなると、これまで通りに毎週練習試合を
するところも出てくるので、制限を設けた方がよいのではないか。練習試
合にいな活の指導者に協力してもらうのも可能というのは具体的にどうい
うことか？

事務局：指導者が1人だとその人が病気やけがをされたときに活動が継続できな
いので、1人が休まれても活動ができるように全ての種目において複数
人の配置ができるように考えている。また、何かトラブルがあった際にも
1人よりは複数人いた方が安心して対応できる。名称に関しては拠点
校名が入った方が分かりやすいので、その形になっていくと考えている。
練習試合については、回数の制限が必要だと考えているので、どの程度
にするのか今後検討していきたい。練習試合へのいな活の指導者の関わり
方については、拠点が試合会場になった際に、部活動顧問と共にアド
バイスをしたり、試合の審判をお願いしたりということができると考え
ている。

(3) 来年度の部活動指導員について

① 従来の部活動指導員の候補者について

事務局：来年度の候補者について説明。

② 兼職兼業による部活動指導員希望調査について

事務局：調査結果について説明。

(4) その他

3 協議事項

(1) 令和8年度2学期以降の活動種目・活動拠点について

事務局：活動種目の活動拠点の割り振りについて説明。

委員：兼職兼業の教員がいることを前提に拠点が考えられているが、教員の異動
に伴って拠点が変わっていくのか？

事務局：拠点は変わらず、派遣される教員が代わるというように考えている。

委員：今後地域の指導者を募集して多くの人が集まれば、兼職兼業の教員がいな
くても拠点を増やしていくという考えはあるか？

事務局：はい。指導者が集まれば拠点を増やしてはいきたい。ただ、教員がいな
い中で地域の方だけで安心して指導できるという仕組み作りが大きな課
題だと考えている。

委員：このような形でよいと思うが、地域の方がどう考えるか、バランスが大切
でいろいろなバランスを考えなくてはいけないので、地域の方が納得する
ような形を提案してほしい。

委員長：活動する中学生のバランスも考えなくてはいけない。同じ種目で1つの
拠点は10人で、他の拠点が50人となったら、2人の指導者では対応
できない。毎年の見直しも必要になってくる。

委員：休日がこの形になったら、毎週土日いつも活動があるのか？

事務局：いな活の活動は土曜日だけだと考えている。

委員長：土曜日に限定しない方がいいのではないかと？指導者の中には日曜日なら
指導ができるという人もいる。現在の部活動も土日どちらかということ
になっている。

事務局：今後コーディネーターを配置していくことを考えている中で、コーディネーターには活動中のトラブルへの対応もしていただく予定なので、土日両方とも勤務してくださいとはお願いできない。

委員：現状、土日どちらかになっているので、コーディネーターに土日勤務していただけるとありがたい。

委員：現状先生方も土曜日に固定しようとしているが、家庭の事情で日曜にしていることもある。土曜日に限定してしまうと指導者が指導できない日が増えてしまうことが心配される。

委員：土日あったほうがいいかとは思いますが、そうすると休日の活動の扱い方が変わってくるように思える。自分が入っている部とは違う他の種目も選べるという地域移行なので、しばったほうが動きやすくなる。兼職兼業の調査も自分の学校で指導できているので、この一覧が出ると自分の学校が拠点ではないので辞めるという人も出てくると思う。1年2年経ったら希望者がいなくなるということも。いな活はいろいろな種目を体験できる場だと設定した方がよいと思う。軌道に乗ってきたら、ここにしかないからこのチームで大会に参加するというように踏み切っていくのではないと思う。

委員：コーディネーターはどこに配置されて、何をするのか？各学校に配置されることとするのはあるのか？

事務局：各学校に置くわけではなく、学校教育課かスポーツ課に置くことになる。今後の地域移行に向けた計画や練習日程や活動場所の調整、トラブル発生時の対応などをする。

(2) 稲沢市部活動地域移行だよりについて

事務局：地域移行だよりについて説明。

委員：指導員の登録用紙に、どのような資格を持っているかを書く欄を設けてほしい。

委員：多くの保護者は、平日と休日の活動は連携していると思っている。どう表現するかは難しいが、平日の部活と休日の活動は違うものになるということを示していく必要がある。

委員長：種目は書かないのか？限定的な書き方はできないので表現の仕方が難しいと思うが。年間最大活動時間が160時間とあるが、現在配置されている部活動指導員も全て160時間となるのか？

事務局：現在配置している部活動指導員は別です。これまで通り、平日の勤務が可能ですが、今後集める指導員は休日のみに限定します。

委員長：年間40回でよいのか？現在中学校ではどうなのか？

委員：月3回程度で長期休業中はやっていないので、年間これぐらいだと思う。

委員長：いな活は長期休業中はやらないのか？

事務局：長期休業中は活動しないと考えている。年間40回までとしてあるが、試算したところ30数回しか活動できないと考えている。

委員長：大会への引率も勤務で考えると、それも合わせて年間40回ぐらいの活動時間になると思うがそれでよいのか？

事務局：大会への引率の時間までは考えていなかったが、それを合わせても年間

最大40回で問題ない。

委員：学校が活動場所になると、学校開放事業に影響はないのか？

事務局：現在も土日に部活動をしているため、土日の昼間は学校を開放していないので、その形が継続されるだけになる。いな活が土曜日に限定されれば、日曜日は学校開放で使用していただけることにはなる。

委員：指導者登録に関して市民吹奏楽団は毎週はできないので、団体で登録ということはできないのか？

事務局：個人登録になる。市民吹奏楽団の関わりはこの形ではできないと事前に生涯学習の方と確認をしている。今後、どのような形で市民吹奏楽団の方にご協力いただけるのか話し合っていきたい。

委員長：兼職兼業を希望する教員もこの登録用紙で登録するのか？

事務局：教員はこれでは登録せず、兼職兼業を希望している教員の兼職兼業を認めるかを各校の校長に確認し、認められたものをこちらが把握し、指導員にしていく形になる。

委員長：登録用紙の提出期間は？

事務局：特に期間を設けず、いつでも登録できるようにする。登録であり、必要数に応じて登録者に声をかけて、採用の可否を決めていくので、登録したから必ずどこかに配置されるというものではない。

委員：全家庭に配信し、入学説明会でも説明すると大きな話題になると思う。ここに参加している学校は、ある程度、質問に答えられるが、そうでないところは、全て問い合わせは学校教育課でよいのか？

事務局：今後の会議で各校に周知は図るが、分からないことは全て学校教育課に問い合わせるということで問題ない。

委員：提出時に面談、その後、担当者と校長と面談となっているが2段階で面談をするのか？

事務局：提出時は、登録用紙の内容の確認や指導にあたっての注意点の確認などの簡単な面談を行い、2回目は具体的に配置場所や活動の仕方について説明をしていく。できるだけ希望者と話す機会を設けることで、問題のある指導者を現場に入れないようにしていきたい。

委員：面談する担当者とは誰なのか？校長は面談しなくてはいけないのか？

事務局：学校教育課の指導主事が行う。今後コーディネーターが配置されれば、そちらに代わる。校長にも面談をしていただき採用の可否の判断をお願いしたい。

委員長：面談なのか面接なのか言葉の使い方を一度確認してください。

(3) その他

- ・ 稲沢市部活動地域移行検討委員会議運営要領（案）について

事務局：要領について説明。

4 その他

【今後の予定】

第6回 1月28日（火）10時～ 市役所第一分庁舎2階第2・3会議室